

1
第1 設問1について
2
…設問1の解答例はご購入後ご覧いただけます。…
3
第2 設問2について
4
1 訴訟承継制度の趣旨は、訴訟の係属中に第三者による承継が生じた場合に
5
おいて従前の訴訟状態を流用して当該第三者との間で訴訟を進めることが
6
訴訟経済に資するとともに、相手方が従前の既得的地位を維持することがで
7
きるという意味で公平の確保に資することにある。
8
50条1項の「訴訟の目的である義務の承継」の意義につき、訴訟承継制
9
度の趣旨から、訴訟物である義務の承継に限るのではなく、より広く紛争の
10
主体たる地位の承継であると解すべきである。その該当の有無は、訴訟承継
11
制度の趣旨から検討すべきである。
12
2 XのYに対する訴えの訴訟物は賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求権
13
としての建物収去土地明渡請求権であるのに対して、XのZに対する訴訟の
14
訴訟物は、所有権に基づく返還請求権としての建物退去土地明渡請求権であ
15
る。実体法の規律だけからみれば、訴訟物である義務の承継はない。
16
Zが存在しなければ、本件建物の収去義務は、本件建物の退去義務を包含
17
しているから、請求認容判決により、Xは、本件土地の明渡しを実現するこ
18
とができる。しかし、建物賃借人であるZが存在している本件の場合には、訴
19
訟承継によりZに対する本件建物の退去判決（債務名義）を得ない限り、Y
20
に対する判決だけでは、建物収去土地明渡しの目的を達成することはできな
21
い。Zに対して別の訴訟の提起を求めるのでは訴訟経済に反する。しかも、
22
本件訴訟では、専ら本件契約の終了の肯否が争われているところ、終了が肯
23
定されれば、実体法上Yだけに止まらず、Zに対する請求も認容される関係

1  
にあるのだから、主要な争点が共通する。従前の訴訟状態を流用してZとの  
2  
間で訴訟を進めることが訴訟経済に資するとともに、Xの従前の既得的地位  
3  
を維持することができるという意味で公平の確保に資する。よって、Zは、  
4  
Yから紛争主体の地位を承継したといえる。従って、Zは、50条1項の承  
5  
継をしている。

6  
第3 設問3について

7  
…設問3の解答例はご購入後ご覧いただけます。…  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23